

2015年 1月 20日

航安 第49-01号

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿
健康局長 新村 和哉 殿

航空安全推進連絡会議
議長 米原 潤
東京都大田区羽田 5-11-4
TEL : 03-3742-9359
FAX : 03-5705-3264
e-mail : hq@jfas-sky.jp

エボラ出血熱感染症に関わる航空の職場実態と対策についての要望書

私たち航空安全推進連絡会議（略称：航空安全会議）は、民間航空の安全を最大の課題に、運航乗務員、客室乗務員、航空機整備士、航空管制官、気象予報官、グラウンドハンドリングなど、日本の民間航空のあらゆる分野に働く官と民の労働者、47組合約13,000人で組織し、過去48年にわたって活動を続けています。

2013年12月頃、ギニアをはじめとする西アフリカにおいてエボラウイルスが原因となって発症するエボラ出血熱が流行し、ギニア、リベリア及びシエラレオネを中心として猛威をふるっています。またナイジェリアなどでは感染者が航空機で入国したことによって感染が拡大した地域も出てきています。その後、2014年10月17日、世界保健機構

(WHO) は西アフリカ及びセネガルでの感染拡大の終息を宣言し、同年10月20日にはナイジェリアにおいても終息が宣言されました。

しかし、私たちはエボラ出血熱が完全に終息したわけではなく、感染拡大が下火になってきているのみと考えています。このことは、アメリカや日本において水際の対策が検討されていることでも明らかです。日本では羽田空港国際線出発ゲートでの注意喚起や、2014年10月24日に感染症の専門家による会議が開催されています。さらに、新村厚生労働省健康局長も「国民の命と健康を守るという観点から、極めて重要な関心事となっている」との見解が述べられていることから今後の対策を検討することは重要な課題だと認識しています。

先般、米国において、リベリアからの到着4日後に発症し、エボラ出血熱と診断された患者が1名報告され、さらに2014年10月27日、西アフリカのリベリアに滞在した後、羽田空港に到着した男性が発熱の症状を訴え、エボラウイルスの疑いで国立国際医療研究センターに搬送された事例がありました。その後も同種の事例が発生しているのはご承知の通りであります。今やエボラウイルスが世界中に拡大し脅威となっていることは言うまでもありません。

国際間を結ぶ航空機は、新型インフルエンザなどの発生時に感染症を拡大する媒体になると言われており、私たち航空労働者も自らが感染を拡大させる媒体になりかねない状況です。

私たち航空労働者は、自らが感染を拡大させる媒体にはなることは避けたいと考えておりますし、その不安を抱えながらの運航業務に従事することは、航空労働者だけでなく利用者の安全を確保する上でも懸念を持たざるを得ません。

利用者と航空労働者を感染から守り、また更なる感染の拡大を水際で防ぐためにも、常に最新の情報を把握して意識しておく必要があると考えます。

航空の運航に携わる航空労働者のエボラ出血熱感染症に関わる現場実態について聞いていただくとともに、その対策、具体的な対応について下記3点について見解をお聞かせ下さい。

記

1. 感染を未然に防ぐために、航空労働者に対する感染予防対策の指導徹底と感染に係る航空労働者に対する疑念を払拭できるような具体的な対策を講じていただきたい。

要望理由：エボラウイルスの感染力は強いものの、基本的には空気感染はせず、感染者の体液や血液に触れなければ感染しないと言われていています。しかし、完全防護服を着た医療従事者であっても感染している実態もあります。

こうした中で、現在の航空労働者はエボラウイルスに対する情報が十分周知されないばかりか、機内サービス・清掃等において防護服等の準備や手袋さえも身につけず作業を行っているのが現状です。

2. 航空会社（本邦乗り入れの外国航空会社を含む）及び関連企業に十分な感染防止対策の徹底を指導いただきたい。

要望理由：航空現場では航空機の整備作業、機内清掃作業、機内食作業、その他地上作業に留まらず、旅客とも接する空港職員など様々な職種の労働者が働いており、航空会社や関連企業が多数存在しています。

これらの航空会社及び関連企業が個々に対策を取るのではなく、厚生労働省が統一的に指導・徹底することによって、いっそうの感染予防対策が図られることが期待できます。

3. 航空労働者の感染予防に対するガイドラインを作成いただきたい。

要望理由：航空労働者は、感染リスクの高い職種であるとの立場を認識するとともに明確にいただき、しっかりとガイドラインを作成していただいて具体的な対応要領を示すことによって、履行の徹底を図られることが期待できます。

以上